

京都薬科大学新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル

2020年5月28日制定

2020年8月31日改定

2020年12月3日改定

2021年 6月7日改定

2022年3月22日改定

2022年11月18日改定

2023年2月16日改定

2023年3月6日改定

学校法人京都薬科大学危機管理対策本部

「（新型コロナウイルス感染症対策）2020年6月以降の授業・研究活動・課外活動等」については、既にお知らせしていたが、京都府が策定した「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」（以下「京都府感染症予防ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、医療系の大学として、授業や課外活動等、大学の再開に向け、学生及び職員が取り組むべき事柄等について、2020年5月28日付けで「京都薬科大学新型コロナウイルス感染拡大予防マニュアル」として取りまとめ、施設利用を禁止していた図書館、運動場及び体育館等の利用、及び活動を禁止しているクラブ・サークル活動については、本マニュアルに基づき、再開に向けて対応を行ってきた。

その後、複数の大学でクラスターが発生したことを機に、京都府感染症予防ガイドラインが2020年8月5日付けで改定されたことに伴い、本マニュアルについても改定を行い学内の感染拡大防止に努めてきた。

また、京都府に2021年4月12日から5月5日までの間「まん延防止等重点措置」が適用されたことから、京都府感染症予防ガイドラインが「大学等における感染症拡大防止のためのガイドライン」（以下「京都府感染症防止ガイドライン」という。）として、2021年4月20日付けで改定されたことに伴い、本マニュアルについても改定を行い、学内の感染拡大に努めてきた。

この度、京都府感染症予防ガイドラインが2021年12月22日付けで改定されたこと及び京都府の「まん延防止等重点措置」が2022年3月21日をもって終了（適用開始は2022年1月27日）したこと等を踏まえ、本マニュアルを改定したので、今後は、本マニュアルに沿って感染拡大防止の対応をお願いする。

1. 学生生活の再開について

◆2020年度の前期授業の開始等、大学の再開に当たっては、京都府周辺に在住している学生に加え、全国各地に帰省している学生が京都での生活を再開した上で大学に通学することになることから、以下の対応を行ってきた。

(大学が実践する事柄)

- ・学生に対して、「新しい生活様式（実践例）」を積極的に学生生活に取り入れて実践するよう、事前に周知し、感染の拡大予防につなげる。

- ・本学としては、学生が使用する「施設・設備の消毒の徹底」や「3密の徹底的回避」等、感染拡大予防のための環境を整備する。

◆2020年度の後期授業の開始に当たっては、上記の対応に加え、京都府が作成する専門家による新しい生活様式の啓発動画等を用いて、全学生に対しガイダンスを実施するとともに、遠隔授業との組み合わせや柔軟な授業時間の設定等により、大学構内での3密を回避するための取組を行う。

(大学が実践する事柄)

- ・すべての学生が一斉に通学することができないよう、遠隔授業も継続して実施する。
- ・対面授業の実施に当たっては、大学構内において複数教室での同時中継の実施や授業のコマをずらしたシラバスの設定等、学生の分散化に取り組む。
- ・遠隔授業等、授業の開始時には京都府が作成した啓発動画等を流す等、繰り返し啓発を行う。
- ・厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の利用や、京都府や大阪府等の都道府県単位で運用されている緊急連絡スマートフォンアプリ等を利用するものとする。

◆2021年度において対面での授業を実施する場合は、大学構内への立ち入りに際して検温する、座席の間隔を空ける、また、可能な限り常時換気に努める等、できる限りの感染防止対策を実施すると共に、遠隔授業との組み合わせや柔軟な授業時間の設定等により、大学構内での3密を回避するための取組を行う。

なお、「まん延防止等重点措置」適用時及び「緊急事態宣言」時（以下「緊急時」という。）には、大人数が集まる 것을避けるため、遠隔授業を積極的に活用する等、一度に入構する学生数の50%削減を目指す。

(大学が実践する事柄)

- ・学生に対して、「新しい生活様式」を積極的に学生生活に取り入れて実践するとともに、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意するよう周知し、感染の拡大予防につなげる。
- ・緊急時の入構者数50%削減の対応策としては、以下の方策を講じることで、週平均の入構者数を収容定員の40%程度に抑えることとする。

講義科目については、原則として登録学生の半数を対面授業、残りの半数をWeb授業とする。

学内実習科目については、従来1クラス90名で行っていた学内実習科目を1クラス60名とする。

演習・実技科目については、積極的にWeb授業を導入する。

研究活動については、1研究室当たりの入構可能者数に制限を設ける。

- ・対面授業等において授業終了後の行動について、大人数での行動を自粛するよう繰り返し指導する。
- ・京都府が国と協力して実施する京都府内大学等における新型コロナウイルスマニタリング検査等を実施する。

◆2022年度の前期授業の開始に当たっては、大学構内への立ち入りに際して検温する、座席の間隔を空ける、また、可能な限り常時換気に努める等、できる限りの感染防止対策を実施すると共に、遠隔授業との組み合わせや柔軟な授業時間の設定等により、大学構内での3密を回避するための取組を行う。

学生及び職員に感染拡大の傾向が見られる場合は、感染の不安がある無症状者に対し、PCR等検査が無料化される事業（ワクチン・検査パッケージ）を積極的に活用する。

なお、「まん延防止等重点措置」適用時及び「緊急事態宣言」時（以下「緊急時」という。）には、大人数が集まる 것을避けるため、遠隔授業を積極的に活用する等、一度に入構する学生数の削減措置を行うことがある。

(大学が実践する事柄)

- ・学生に対して、「新しい生活様式」を積極的に学生生活に取り入れて実践するとともに、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意するよう周知し、感染の拡大予防につなげる。
- ・講義室・実習室の同時入室可能者学生数は、原則として、各講義室の収容定員の3分の2以下とする。
- ・各学年の授業実施方法については、以下のとおりとする。

【1年次】対面授業を原則とするが、一部Web授業を取り入れる場合がある。

【2年次～4年次】①薬学専門教育科目等（履修者180名規模の講義科目）は、対

面授業とWeb授業を併用、②①以外の講義科目、演習科目、実習科目は、対面授業を原則とするが、一部Web授業を取り入れる場合がある、③総合薬学研究（3・4年次）は、対面授業を原則とする。

【5年次】①実務実習は、対面授業を原則とするが、一部Web授業を取り入れる場合がある、②総合薬学研究は、対面授業を原則とする。

【6年次】①薬学専門教育科目等（履修者180名規模の講義科目）は、対面授業とWeb授業を併用、②①以外の講義科目、演習科目、実習科目は、対面授業を原則とするが、一部Web授業を取り入れる場合がある、③総合薬学研究は、対面授業を原則とする。

【大学院】①特論講義は、対面又はWebで実施

- ・評価に関わる試験・レポート等については、以下のとおりとする。

【定期試験、追・再試験（薬学総合演習、アドバンスト薬学を含む）】原則として対面で実施、②総合薬学セミナー・公開セミナー、課程博士学位論文口述発表は、原則として本学キャンパスで実施する。

【レポート（実習レポート、レポート試験を含む）】担当教員より指示されたデジタルデータでの提出で実施する。

- ・研究活動については、1研究室当たりの入構可能者数の制限は行わない。
- ・対面授業等において授業終了後の行動について、大人数での行動を自粛するよう繰り返し指導する。

◆2023年度の授業の開始に当たっては、これまで行ってきた感染症対策を継続したうえで、新たな方式で授業を実施する。

- ・「京都薬科大学新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」に基づき、COVID-19拡大防止に十分配慮して授業を実施する。
- ・マスクの着用は個人の判断に委ねるが、講義・実習中は着用を推奨する。
- ・講義室・実習室の同時入室可能学生数の制限を撤廃する。
- ・原則として講義科目の座席指定は撤廃します。
- ・各学年の授業は次のとおりとする。

【1年次】原則として対面授業により実施し、Web授業も活用する。

薬学専門講義科目等の授業は、原則として大講義室で学年全員を対象に実施する。

【2年次】原則として対面授業により実施し、Web授業も活用する。

薬学専門講義科目等の授業は、中講義室で学年半数ずつを対象に実施する。

【3年次以上】原則として対面授業により実施し、Web授業も活用する。

薬学専門講義科目等の授業は中講義室2室を連携し、学年全員を対象に実施する。

【大学院】特論講義は、対面又はWebで実施する。

総合薬学セミナー・公開セミナー、課程博士学位論文口述発表は、原則として本学キャンパスで実施する。

- ・評価に関わる試験・レポート等については、以下のとおりとする。

【定期試験、追・再試験（薬学総合演習、アドバンスト薬学を含む）】

原則として対面で実施する。

【レポート（実習レポート、レポート試験を含む）】

原則として担当教員より指示されたデジタルデータでの提出で実施する。

- ・研究活動については、1研究室当たりの入構可能者数の制限は行わない。

①学生生活について

学生が安心して学生生活を送れるようにするため、上述の事柄について、学生に対し再三にわたり周知する。また、本学は医療系の大学であることに鑑み、高いレベルの実践を学生求めるものである。

(学生が実践すべき事柄)

- ・新しい生活様式の順守

狭い空間に集まることは極力避けて、①身体的距離の確保、②マスクの着用 (ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。)、③手洗い、の感染防止の3つの基本をはじめ、「3密」を回避する。

- ・健康管理の徹底

通学する際、検温等により体調確認を行った上で登校する。

体調の変化に気をつけ、発熱等がある場合は、本学の「新型コロナウイルス感染予防・感染時の対応マニュアル」に沿って行動する。

- ・飲食機会の自粛

クラブ・サークル、分野での食事会等は禁止することとし、それ以外の食事会等についても極力自粛する。

- ・旅行などの自粛

クラブ・サークルの遠征・合宿、研究室旅行は禁止することとし、それ以外の旅行等についても極力自粛する。特に連休中は気を緩めない。

- ・アルバイトを行う場合は、勤務先の感染拡大予防ガイドラインに従って行動する。

- ・コミュニケーションは、SNSやオンラインを活用する。

- ・高齢者や肺気腫等の肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群等の基礎疾患のある人などに会う場合は、特に慎重に行動する。

②学生の移動について

全国各地に帰省している学生が、一斉に京都に移動することができないよう、前期・後期授業の開始に当たっても、学事スケジュールを早い時期に周知し、学生移動に余裕のあるスケジュールを確保する。

2. 大学施設の利用について

①講義室等の利用について

マスクの着用 (ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねるものであるが、講義室・実習室内の着用を推奨する。)・消毒の徹底や3密を徹底的に回避する等、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で対面授業を再開する。

(大学が実践する事柄)

- ・入室前の流水・石鹼手洗い又は手指消毒を義務付ける。

- ・講義室での着席は、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り距離を確保し、対面とならないようにする。

- ・小講義室を使用していた授業は中講義室、中講義室を使用していた授業は大講義室を用いる等、これまでより広い講義室を使用する。

- ・講義・実習の際は、必要に応じて複数のグループに分けた上で講義室を使用する。

- ・対面授業を実施する場合は、複数グループに分けたり、学年別に行う等、できるだけ多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫する。

- ・機械換気により、終日換気を行うとともに、適宜、施設・設備の消毒を行う。

- ・学生同士が大声で会話しないよう、注意喚起する。

- ・聴覚障害の学生等、教員の口の動きを見る必要がある場合には、教員にフェイスシールドを着用させる等、可能な限り配慮する。

- ・持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対しても、可能な限り配慮する。

②図書館の利用について

オンラインサービスの充実を図りつつ、入館時のマスクの着用 (ただし、2023年4月1日

以降は個人の判断に委ねる。)・消毒の徹底や3密を根本的に回避する等、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で段階的に利用再開を進める。

(大学が実践する事柄)

- ・閲覧席（ソファ等を含む）の使用は、一部を可能とする。
- ・視聴覚資料利用時のヘッドフォンの貸出を停止する。
- ・学外者（一般利用者）の利用は謝絶する。
- ・利用者と対面で貸出手続き等の作業を行う場合、ビニールカーテンにより、スタッフと来館者との間を遮断する。
- ・機械換気により、終日換気を行うとともに、適宜、施設・設備の消毒を行う。
- ・館内での会話を禁止する。
- ・その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や他大学、他の図書館の最新の動きに学び、良い例を本館にも生かす取組みを行う。

③運動場、体育館等の利用について

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、マスクの着用（ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。）・消毒の徹底や3密を徹底的に回避する等、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

(大学が実践する事柄)

- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空けるよう、指導する。
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けるよう、指導する。
- ・歩く・走る場合は、前の人への影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置取るよう、指示する。
- ・更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ・体育館においては、機械換気により、終日換気を行うとともに、定期的に窓を開け、外気を取り入れる等、十分な換気を行う。
- ・使用した運動器具や体育館の床は、こまめに清掃する。
- ・観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、人と人との十分な間隔を確保するよう、指導する。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合のマスクの着用（ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。）等を周知徹底する。
- ・各種の競技を行う場合は、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ・その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組みを行う。

④食堂、購買等の利用について

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、マスクの着用（ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。）・消毒の徹底や3密を徹底的に回避する等、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で利用を再開する。

(大学が実践する事柄)

- ・入室前の流水・石鹼手洗い又は手指消毒を義務付ける。
- ・混雑時は入場制限を実施する。
- ・多人数での使用は控えるよう、周知する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)においては、人と人との十分な間隔を確保する。
- ・食堂では、座席の間隔を十分に空けるとともに、パーティションを設置し、飛沫の拡散を防止する。
- ・食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わないようにする。

- ・従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ・レジ等に並ぶ場合は床に印をつける等、十分な間隔を空けるようする。
- ・機械換気により、終日換気を行うとともに、適宜、施設・設備の消毒を行う。
- ・利用者には黙食の徹底、大声での会話を行わないよう、注意喚起する。
- ・従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認する等、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・その他、「飲食料品供給」、「食堂、レストラン、喫茶店等」、「生活必需物資供給」の業種別ガイドラインを参考に必要な取組みを行う。

3. 大学における活動について

①イベントの開催について

大学においてイベント等を開催する場合については、マスクの着用 (ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。)・消毒の徹底や3密を徹底的に回避する等、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で開催する。

(大学が実践する事柄)

- ・屋内であれば、100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数、屋外であれば、200人以下、かつ人ととの距離を十分確保（できるだけ2m）を目安として開催する。
- ・入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、流水・石鹼手洗い又は手指消毒、マスクの着用 (ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。)、室内の換気、声援に係る感染防止策等を行う。

②クラブ・サークル活動について

クラブ・サークル活動等については、学生が、マスクの着用 (ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。)・消毒の徹底や3密を徹底的に回避する等、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で再開する。

(取り組みとして実践する事柄)

- ・クラブ・サークルごとに、文化系、体育系それぞれの特性を踏まえた感染拡大予防策を、活動の類似する業種別ガイドラインや中央協議団体が定めるガイドラインを参考に作成させる。
- ・活動に当たっては、当日の参加者を確認させる。
- ・参加者は、毎日検温し、平熱を超える発熱や咳・のどの痛み等の風邪の症状がみられる場合は活動を停止する等、事前の検温等の健康管理や活動マニュアルの遵守を徹底する。
- ・クラブ・サークル活動のための部室、クラブボックス等は、3密の原因となるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な換気を徹底させる。
- ・文化コンクール、スポーツ公式戦等への出場に当たっては、主催団体の定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動させる。
- ・緊急時においては、本学で定めた課外活動のレベルの1段階引き下げや、活動の禁止等の措置により、感染拡大の防止を徹底する。

③学生課医務室の活用について

発熱や倦怠感等、体調に変化が生じた場合は、医務室に連絡するとともに、帰国者・接触者相談センター又は保健所にいち早く相談する。

また、医務室において、学生に陽性が確認された場合は、濃厚接触者の確認を行う。

4. その他、各施設等における感染拡大予防対策の共通事項について

(1)人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）を回避する。

①人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最小1m））を確保する。

②フロアマーカーを設置する等、間隔を空けて整列するよう促す。
③構内でのマスクの着用（職員、学生及び来校者）を義務付ける。（ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。）

④機械換気による施設内の換気を徹底する。

(2) 入構の規制

①発熱している者及び体調不良者は、原則、入構を禁止する。
②万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、接触の程度にあわせ、外部からの入構者等の名簿を適正に管理する。

(3) 消毒等

①入口及び各施設内の手指の消毒設備（流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等）を設置する。
②ドアノブ等、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
③手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒する等特段の対応を図る。
④人と人が対面する場所は、透明ビニールカーテン等での遮蔽に努める。
⑤他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。

(4) エレベーター

①乗員の立ち位置・向きを表示する等、乗員の人数制限を行う。
②箱内で会話をしないよう、注意喚起する。
③不要・不急の使用を自粛するよう周知する。（階段利用を励行する。）

(5) トイレ

①便器内は通常の清掃とする。
②不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
④エタオルの使用を停止する。

(6) 休憩スペース

①一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないよう、注意喚起する。
②休憩スペースは、常時換気するよう努める。
③共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
④職員及び学生が使用する際は、入退室の前後に手洗いをするよう、周知する。

(7) ごみの廃棄

①鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛るよう周知する。
②ごみを回収する人は、マスク（ただし、2023年4月1日以降は個人の判断に委ねる。）や手袋を着用するよう、周知する。
③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗うよう、周知する。

(8) 清掃・消毒

①市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
②通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を始業前、始業後に清拭消毒する。
③手が触れることがない床や壁は、通常の清掃とする。

(9) その他

①高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、個別により慎重で徹底した対応を検討する。

以上